

ボイラー運転管理等業務仕様書

- 1 業務名
ボイラー運転管理等業務
- 2 業務期間
令和9年9月1日から令和19年8月31日まで
- 3 履行場所
廿日市市宮内工業団地1番地63 廿日市学校給食センター

4 業務関連施設等

(1) ボイラー

| 項 目 | 仕 様 等 |
|----------|-------------------------------|
| 型式 | 多管式貫流ボイラー タクマックス TWGN-2000 |
| 相当蒸発量 | 2,000 kg/h |
| 熱出力 | 1,078,000 kcal/h |
| 最高圧力 | 10 kg/m ² |
| 使用蒸気圧力範囲 | 5～9 kg/m ² |
| 蒸気温度 | 飽和 |
| ボイラー効率 | 96% |
| 伝熱面積 | 9.65 m ² |
| 燃焼制御方式 | 三位置制御 (HI-LO-OFF) |
| 燃焼方式 | 先混合ブラスト燃焼方式 |
| 供給燃料 | 天然ガス |
| 貯湯槽 | 横置円筒形蒸気熱交付 容量5 t |

(2) 受水槽

| 項 目 | 仕 様 等 |
|-----|----------------------------|
| 受水槽 | 2槽式 有効容量70 t FRP複合ポンプ室付 |

(3) 廃水処理施設

| 項 目 | 仕 様 等 |
|-------|-----------------------|
| 処理方式 | 流動担体接触曝気方式 |
| 最大処理量 | 180 m ³ /日 |

5 学校給食実施日数

192日

長期休業中(夏季・冬季・春季)も、概ね毎日学校給食実施のための清掃等の業務を実施する。

6 業務内容

(1) ボイラー運転等管理

- ① 次の設備の運転・維持管理を行う。(保守点検業務は除く。)
 - ・ボイラー設備……………日常点検及び運転管理(故障予防、性能維持)
管理目標値 空気比 1.2~1.35
排ガス温度 高燃 120℃
 - ・貯湯槽(第一種圧力容器) ……定期自主検査(毎月末) など
 - ・蒸気式消毒保管機……………蒸気式消毒保管庫運転状況の確認
蒸気配管の確認・修繕初期対応
 - ・自動制御操作盤等……………空調運転スケジュールの管理
(機械室含む) 警報発生時の原因確認及び復旧
 - ・ガスコージェネ……………運転管理
- ② 業務遂行中に異常を認めたときは、直ちに必要な措置を講じて業務に支障をきたさないようにする。
- ③ 次の項目の「ボイラー等管理状況報告」を毎月作成し、翌月速やかに提出する。
 - ・管理概要
 - ・ボイラー運転時間
 - ・機器別管理状況
 - ・消耗品等使用実績

(2) 受水槽点検(次の項目のみ)

- ① 計器類が正常に作動しているか点検する。
- ② 施設に水漏れや破損がないか点検する。
- ③ 流入水量を毎日記録し、「ボイラー管理状況報告」に添付する。

(3) 廃水処理施設点検(次の項目のみ)

- ① 機器類の作動状況の確認をする。
- ② しさ脱水機内のしさを適宜廃棄する。
- ③ 満水警報発報防止措置(業務従事時間内のみ)

(4) 敷地内施設保守清掃等

- ① 敷地内の清掃を適宜行う。
- ② 屋上の樋にたまった土砂を適宜廃棄する。(清掃の時期は協議・調整)
- ③ 屋外樹木等への散水、剪定、除草を適宜行う。

7 業務従事時間等

- (1) 業務従事日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始の休みを除く月曜日から金曜日とする。ただし、7、

8月の夏休み期間中については前項に規定する業務の範囲内で別途提示する。

- (2) ボイラー運転時間は、午前8時から午後5時までとするが、蒸気消毒保管業務が延長の場合は、消毒終了時までとする。

8 業務従事者の選任

- (1) 業務従事者は、ボイラー取扱作業主任者として勤務するためボイラー技士2級以上の資格を有し業務に熟練している者とする。
- (2) 年度当初に緊急連絡体制図を提出すること。体調不良の場合等休暇対応としてあらかじめ代替者を決めておくものとする。

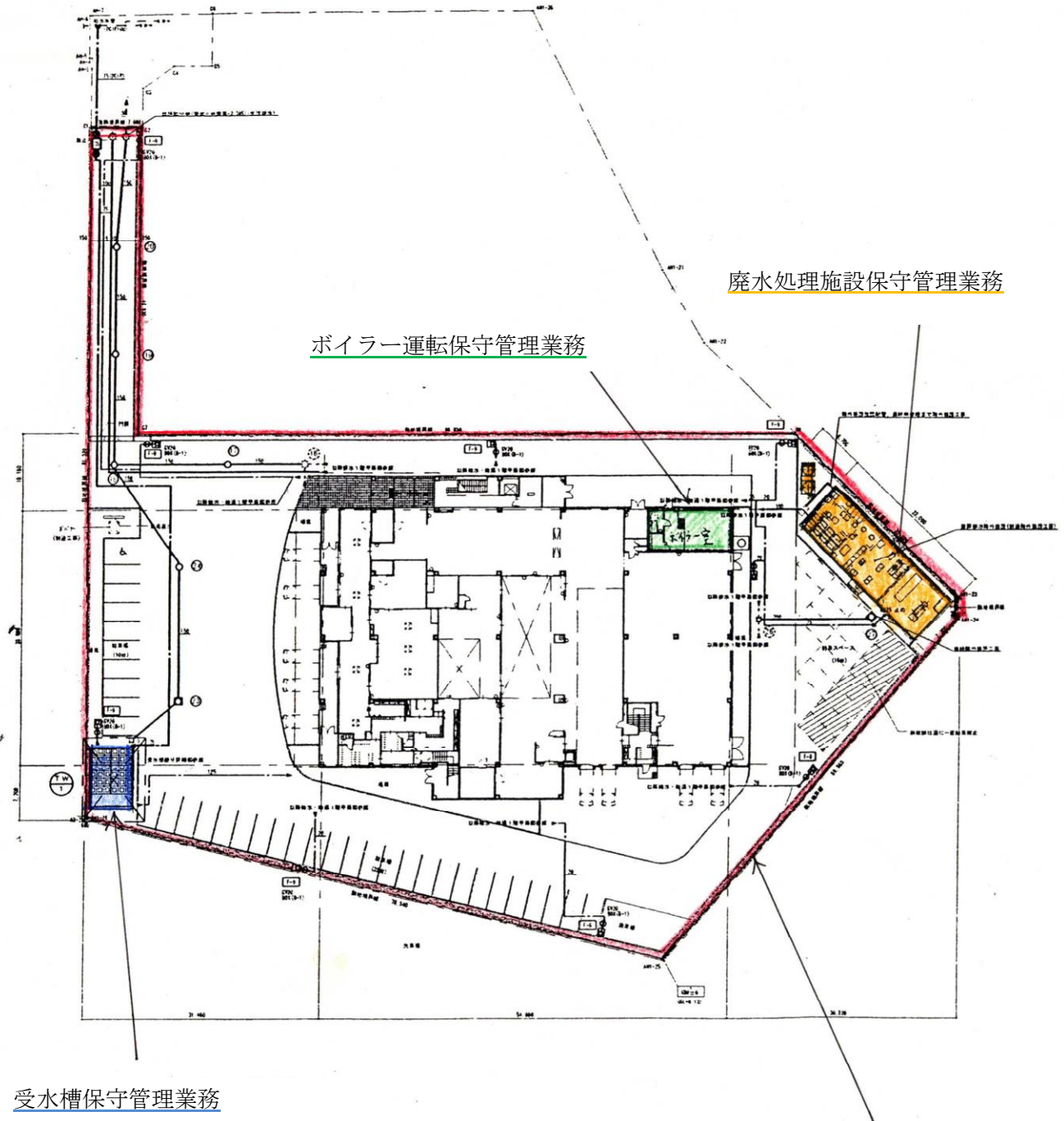
9 業務従事者の健康管理

- (1) 業務従事者は、毎月2回検便を行う。赤痢菌、サルモネラ、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌を検査項目とする。また、年1回健康診断を行い、その結果を文書により報告する。
- (2) 業務従事者は、医療に関する法律に規定する感染症又はその疑いがあるとき、また、下痢、発熱、腹痛、嘔吐をしており、感染症予防法に規定する感染症又はその疑いがある場合には、医療機関に受診させ感染性疾患の有無を確認し、その指示を励行させる。

10 その他

本仕様書に示されていない事項で、疑義が生じた場合には、両者で協議する。

(別図)



廃水処理施設保守管理業務

ボイラー運転保守管理業務

受水槽保守管理業務

敷地内清掃等業務